

行政文書の廃棄に関する意見聴取について(公安委員会)

1 公安委員会における行政文書の移管・廃棄手続について

公安委員会が保有する行政文書の管理にあつては、熊本県公安委員会行政文書管理規則に基づき、総括文書管理者である総務課公安委員会事務室長の下実施しています。

移管・廃棄に当たっては、手続の公正性及び透明性を確保するため、公安委員会事務室員による精査、パブリック・コメント及び公安委員会の決裁を経て実施しています(下図参照)。



2 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

- (1) 廃棄対象行政文書ファイル
令和4年5月31日までに保存期間が満了した行政文書ファイルが対象
- (2) 廃棄対象行政文書ファイル数
16冊(別紙1参照)
- (3) 参考(移管とした行政文書ファイル)
1冊(別紙2参照)

3 これまでに行った手続について

- (1) 県警察の公安委員会の庶務担当課員(公安委員会事務室員)による精査等
警察法第44条により、公安委員会の庶務を行う県警総務課員(公安委員会事務室員)が以下により精査
 - ア 精査期間
令和5年4月から令和5年8月まで(約5ヶ月間)
 - イ 精査内容
保存期間満了ファイル措置報告書の審査及び重要と思われる文書の現物確認を行い、移管・廃棄の是非、保存期間を確認
 - ウ 公安委員によるパブリックコメント実施に関する決裁
8月24日の公安委員会において、パブリックコメントを実施する旨決裁を仰ぎ、各委員にホームページ掲載予定の廃棄対象ファイル一覧の確認を依頼
- (2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)
 - ア 意見聴取期間
令和5年8月29日(火)から9月27日(水)まで
 - イ 聴取方法
熊本県公安委員会ホームページに掲載して意見聴取を実施
 - ウ 県民から提出された意見
0件(アクセス数44件)
 - エ 公安委員会に対する報告
パブリックコメントの結果について、10月5日の公安委員会において報告